

企業立地促進対策事業<エネルギー価格高騰対策>助成金

公募要領

【事業概要】

エネルギー価格・物価高騰の影響等がある中で、県内中小企業の創エネ関連設備の導入に係る費用の一部を助成することで、県内中小企業の価格高騰の負担を軽減し、事業活動の持続につなげ、県内経済の成長を図ります。

区分	助成対象者	助成対象	助成率	助成限度額
創エネ	県内に事業場を有する中小企業者で、製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの ※1	創エネ関連設備等（再生可能エネルギーを利用した発電設備や蓄電池など）の導入に関するもの （・売電目的のものは対象外 ・国の設備投資に関する補助金を活用する設備は対象外 ・令和4年度企業立地促進対策事業<原油価格・物価高騰対策>助成金を活用し助成対象となった設備と同じ敷地内の設備は対象外）	○創エネ関連設備：投資額×50% ・太陽光、風力、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーを使用した発電設備 ・再生可能エネルギーを使用して発電した電力を蓄電する蓄電池など ○創エネ関連設備に付随する設備：投資額×15% (中山間地域※2の場合は投資額×20%) 発電設備等を効果的に運用するための補助的な設備（点検・監視・補強設備など） ※投資下限額：1,000万円（税抜）	2億円

※1：対象業種

企業立地促進対策事業<エネルギー価格高騰対策>助成金交付要綱 別表第1（本要領2（2）に關係）

※2：中山間地域

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市の一部

府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町の全域
(企業立地促進対策事業<エネルギー価格高騰対策>助成金交付要綱 別表第3)

※3：本助成金は予算の範囲内で交付するため、予算の状況により、交付額が上記により算出した額を下回る場合もあります。

【公募期間】

令和7年1月17日（金）～1月31日（金）17時15分（必着）

【事業期間】

交付決定日（令和7年2月下旬予定）から令和7年12月31日（水）まで

【提出・問合せ先】

広島県 商工労働局 県内投資促進課

住 所：〒730-8511 広島市中区基町10番52号

電 話：082-223-5050・5151 E-mail：syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

令和6年12月

広島県 商工労働局

1 目的

エネルギー価格や物価高騰の影響等がある中で、県内中小企業の価格高騰の負担を軽減し、事業活動の持続につなげ、県内経済の成長を図ることを目的としています。

2 助成対象

県内中小企業の創エネ関連設備（再生可能エネルギーを利用した発電設備や蓄電設備）の導入のための費用を県が一部助成します。

(1) 助成対象事業者

次の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社であること。
株式会社、合名会社、合資会社、合同会社
（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律87号）第2条第1項に規定する特例有限会社を含む。）
- ② 地域未来投資促進法（平成19年法律第40号）第2条各号に規定する中小企業者の要件を満たす事業者であること。

業 種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する従業員の数
i 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 （ii、iiiを除く）	3億円以下	300人以下
ii 卸売業	1億円以下	100人以下
iii サービス業	5,000万円以下	100人以下

- ③ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37条）第2条第3号に規定する暴力団員等又は第20条第1項の規定による通報の対象となった者ではないこと。
- ④ 広島県の県税を滞納していないこと（納税義務者でない者は除く。）。

(2) 助成対象事業

助成の対象となるのは、創エネのための関連設備への投資費用で、次の①～⑤の条件を満たす必要があります。

- ① 広島県内の事業場に関する設備投資であること。
- ② 次表に掲げる業種や地元市町が補助金を交付する事業に対して、県内で新しい事業場を設置する場合又は既存の事業場に、創エネ関連設備（再生可能エネルギーを利用した発電設備や蓄電設備）を導入すること。ただし、売電目的のものは対象外。

分類番号	業 種 名	分類番号	業 種 名	分類番号	業 種 名
9	食料品製造業	23	非鉄金属製造業	45	水運業
10	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこを除く。）	24	金属製品製造業	47	倉庫業
11	繊維工業	25	はん用機械器具製造業	48	運輸に附帯するサービス業
12	木材・木製品製造業	26	生産用機械器具製造業	50	各種商品卸売業
13	家具・装備品製造業	27	業務用機械器具製造業	51	繊維・衣服等卸売業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	52	飲食物品卸売業
15	印刷・同関連業	29	電気機械器具製造業	5311	木材・竹材卸売業
16	化学工業	30	情報通信機械器具製造業	5411	農業用機械器具卸売業
17	石油製品・石炭製品製造業	31	輸送用機械器具製造業	5511	家具・建具卸売業
18	プラスチック製品製造業	32	その他の製造業	72	専門サービス業
19	ゴム製品製造業	39	情報サービス業	73	広告業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	40	インターネット付随サービス業	74	技術サービス業
21	窯業・土石製品製造業	41	映像・音声・文字情報制作業	92	その他の事業サービス業
22	鉄鋼業	44	道路貨物運送業		

- ③ 国の設備投資に関する補助金を活用する設備投資でないこと。
- ④ 令和4年度企業立地促進対策事業＜原油価格・物価高騰対策＞助成金を活用し助成対象となった

設備投資と同敷地内で行う設備投資でないこと。

- ⑤ 事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。

(3) 助成対象経費・助成率・助成限度額

助成対象経費・助成率	助成限度額
<p>○創エネ関連設備：投資額×50%</p> <p>太陽光、風力、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーを使用した発電設備や、再生可能エネルギーを使用して発電した電気を蓄電する設備の設備費・設置工事費・運搬費等</p> <p>○創エネ関連設備に付随する設備： 投資額×15%（中山間地域の場合は投資額×20%）</p> <p>発電設備等を効果的に運用するための補助的な設備（点検・監視・補強設備等）の設備費・設置工事費・運搬費等</p> <p>※投資下限額：1,000万円（税抜）</p>	2億円

(4) 事業期間

次の事業期間内に助成対象事業を完了させる必要があります。

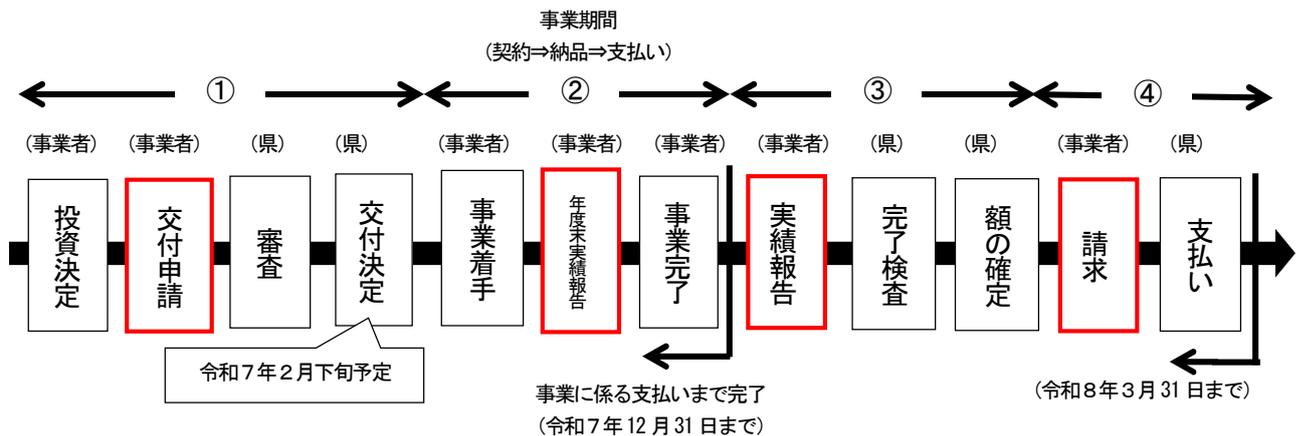
事業期間とは、契約・発注などの事業着手から、設備導入、支払いまでの期間を指します。

事業期間：交付決定日（令和7年2月下旬予定）から令和7年12月31日（水）まで

(5) 助成金事業の流れ

この助成金事業は、令和6年度から令和7年度にまたがって実施します。

事業者から県への書類の提出は、事業着手前の「交付申請」、令和7年度末の「年度末実績報告」、事業完了後の「実績報告」、「請求」の4度行う必要があります。



- ① 設備投資が決定しましたら、「交付申請書」を提出してください。提出後、県が審査を行い、交付決定を通知します。

※ 原則として公募締切日から10開庁日以内に審査を、審査日から7開庁日以内に交付決定を行います。

ただし、審査に時間を要する場合、交付申請から1か月前後かかる場合もあります。

- ② 交付決定後、契約・発注など事業に着手し、設備導入、経費の支払いまでを令和7年12月31日までに完了させてください。
- ③ 事業完了後、速やかに「実績報告書」を提出してください。提出後、県が完了検査を行い、額の確定を通知します。

※ 令和7年3月31日までに事業が完了していない場合、「年度末実績報告書」を令和7年3月31日までに提出してください。

- ④ 額の確定後、「請求書」を提出してください。提出後、県から助成金をお支払いします（請求書受領から支払いまで1か月程度必要です）。

3 交付申請手続き

(1) 助成金交付申請書の受付期間

令和7年1月17日（金）～1月31日（金）17時15分（必着）

(2) 提出書類

- 交付申請書（要綱 別記様式第1号）
- 添付書類
 - (1) 機器等整備計画書
※資金調達計画書及び設備・機器等の見積書を添付
 - (2) 公害防止施設説明書（該当がある場合のみ）
 - (3) 事業説明書
※創エネ関連設備の概要、その他必要な説明資料、設備・機器のカタログ等を添付
 - (4) 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し
（要綱別表1に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するための設備投資を行う場合に限る。）
 - (5) 定款及び会社の概要等
 - (6) 法人登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）
 - (7) 申請時前3年分の営業報告書（設立3年未満の会社については提出できる年分のみ）
 - (8) 広島県の県税について滞納がないことを証明する納税証明書（納税義務者に限る。）
 - (9) 共同事業者に関する証明書及び共同事業者の以下の書類
（要綱 第3条第2項の規定を適用する場合に限る。）
 - ・ 定款及び会社の概要等
 - ・ 法人登記事項証明書
 - ・ 申請時前3年分の営業報告書（設立3年未満の会社については提出できる年分のみ）
 - ・ 広島県の県税に滞納がないことを証明する納税証明書（納税義務者に限る。）
 - (10) その他知事が必要と認める書類

⇒交付申請書及び添付資料の記載に係る留意事項・様式例等は、交付申請様式（Excel）を参照してください。

(3) 提出方法

郵送、メール、手交にて提出してください。

- ・ 郵送の場合は、封筒の表に「創エネ」と朱書きしてください。郵送の場合は日数がかかることがあります。日数に余裕をもって送付してください。
- ・ メールの場合は、データ容量が大きい（概ね5MB以上）場合は、県のシステムセキュリティ上、受信ができませんので、お手数ですが送信前に県へご連絡ください。県セキュアファイル転送システムのデータアップロード用URLをお送りいたします。
- ・ 持参の場合は、受付期間中の8時30分～17時15分に下記の県内投資促進課に持ち込んでください（土日祝日は受付しません。守衛や他課の者に預けるなどは無効ですので、確実に当課に提出してください）。

<提出及び問合せ先> 広島県 商工労働局 県内投資促進課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号 東館3階北側

TEL : 082-223-5050・5151 E-mail : syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

(4) 審査方法

県が設置する審査会において、提出書類による審査を行い、その結果を踏まえ予算の範囲内で採択事業者を決定します。

《審査項目》

投資内容、経済的効果、環境負荷軽減効果、投資規模、県内経済への波及効果（県内調達率など）

※加点要素

- ・ 投資内容の先進性、独自性、特殊性 等
- ・ 広島県の企業立地促進助成制度の活用状況
- ・ 県が実施する事業への参加状況
(ひろしまユニコーン10 スタートアップアクセラレーションプログラム採択企業、ひろしまユニコーン10 アジア コ・クリエーションレーションプログラム採択企業、経営革新計画の承認企業、パートナーシップ構築宣言企業、リスキリング宣言企業、人的資本経営研究会参加企業)
- ・ 中山間地域への設備投資

(5) 情報公開について

採択となった場合は、必要最低限の情報（助成対象者の名称、所在地、投資内容など）は、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

4 実績報告手続き

(1) 提出時期

事業完了後、速やかに（概ね15日以内）

※ 令和7年3月31日までに事業が完了しない場合、事業完了後に提出いただく実績報告書とは別に、中間報告としての「年度末実績報告書」を令和7年3月31日までに提出していただく必要があります。

(2) 提出書類

- 実績報告書（要綱 別記様式第4号）
- 添付書類
 - (1) 事業実績説明書
 - (2) 公害防止対策の概要（該当がある場合のみ）
 - (3) 助成金対象資産一覧表
※経費の支払いを証明する書類（請求書及び振込明細書・領収書の写し等）及び固定資産台帳の写しを添付
 - (4) その他知事が必要と認める書類

⇒実績報告書や添付資料の記載に係る留意事項・様式例等は、実績報告書様式（Excel）を参照してください。

5 助成金請求手続き

(1) 提出時期

額の確定の通知後、速やかに

(2) 提出書類

- 請求書（要綱 別記様式第6号）
- ※ 請求書を県が受領してから支払いまで1か月程度かかります。

6 交付決定を受けた事業者の義務

この助成金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守らなければなりません。

- ① 交付決定後、助成事業の経費の配分や内容を変更しようとする場合（助成金交付要綱第5条関係別表3に掲げる軽微な変更を除く。）又は助成事業を中止、廃止しようとする場合は、事前に知事の承認が必要ですので、速やかに県へご連絡ください。

※軽微な変更

経費の変更	事業内容の変更
交付申請時の投資予定額から20%未満の減少が見込まれる場合	計画の進捗により、数量の変更、設備等能力の大小など、事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲での変更が見込まれる場合

※ 交付決定額の増額は認められません。

- ② 助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに県へご連絡ください。
- ③ 完了検査以外に助成事業の進捗状況等を確認するために、県が報告を求めた場合や現地調査等を行う場合にはご協力をお願いします。
- ④ 県が助成対象者の名称、名称、代表者名及び投資内容や成果について発表や公表の協力を求める場合があります。
- ⑤ 助成事業に係る経理について、支出の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後10年間保存してください。

7 その他の留意事項

助成対象者が「広島県補助金等交付規則」等に違反する行為等（例：他の用途への無断転用、虚偽報告など）をした場合には、助成金の交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等を行うことがあります。